

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成26年度
計画主体	府中市

府中市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	府中市まちづくり部産業活性課
所在地	府中市府川町315番地
電話番号	0847-43-7132
FAX番号	0847-46-1535
メールアドレス	noui@city.fuchu.hiroshima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・サル・アナグマ・ヌートリア・シカ
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	府中市全域

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
2 対象地域は、単独又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成24年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	2,501 (千円) 5 ha
	野菜	2,922 (千円) 0.6 ha
	果樹 (柿、栗等)	190 (千円) 0.07 ha
	いも類	838 (千円) 0.18 ha
	雑穀	8 (千円) 0.01 ha
サル	果樹 (柿、栗、梨等)	270 (千円) 0.1 ha

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

府中市では、中山間地域で耕作放棄地や荒廃山林の増加により、イノシシ、サルが、人の生活圏域へ侵入を拡大している。特に近年は異常気象の関係か、農作物の被害が増大している。

① イノシシ

イノシシによる被害は、山間地域を中心に年間を通して発生しているが、近年異常気象の関係か、民家のすぐ横や、府中市南部の市街地まで出没しており、水稻、野菜、果樹等の農作物や冬季には、特に畔、石垣、側溝の被害が全市的に広がって市民生活を脅かしている。

② サル

サルによる被害は、年間を通して発生している。特に、野菜類への食害、果樹被害が多くなっている。

被害区域は、山間地域を中心に木野山町、荒谷町での被害が多い。30頭前後の群れが移動しながら被害を及ぼしている。また、上下町でも被害は拡大している。

③ アナグマ・ヌートリア等（小動物）

近年、小動物の被害も増加してきている。野菜類（大根・芋・イチゴ）の食害がひどい。また、上下町では、ヌートリアによる被害も出ている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成24年度）	目標値（平成28年度）
イノシシ被害	6.02ha 645.9万円	5 ha 500万円
サル被害	0.1 ha 2.7万円	0.1ha 2万円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲隊に対して、市が捕獲委託料や報奨金を交付し捕獲を実施してきた。また、捕獲器（箱わな）を毎年購入し、地域に貸出をしている。	捕獲隊を通じて捕獲を行っているが、農作物等の被害は引き続き発生しており、被害は市全域に及んでいる。
防護柵の設置等に関する取組	電気柵、ワイヤーメッシュ等の防護柵を設置した場合は、事業費の1/2を補助している。また、被害対策に関する講演会の開催を行っている。	各農家の個別対策にとどまっていた、根本的な解決には至っていない。今後は、集落単位での防護柵の設置や効果的な防護柵の設置の講習会等広域的、効果的な取組みが必要である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>(個体数調整) 捕獲について (国事業を活用)</p> <p>① 捕獲柵（箱わな）設置を引き続き継続し、拡大する。 ② 収穫前での集中駆除への取り組みをする。 ③ 狩猟免許取得者講習会を開催し、捕獲率を高める。</p> <p>(被害防除) 防護について (国事業を活用)</p> <p>防護柵を集落単位で設置することにより安価で効果的な取り組みを行うとともに、補助金交付要綱の見直し等を行い、防護対策の充実を図る。</p> <p>(生息環境管理) (国事業を活用)</p> <p>環境整備については、防護柵の設置と周辺の山林草刈・整備を行うほか、野生鳥獣が近づかない集落環境づくりを推進する。 中山間地の周辺林地の草刈等の整備を行い、生息環境の管理を行う。</p>
--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>鳥獣被害対策実施隊は、府中市捕獲隊及び上下町捕獲隊と協議しながら、市内全域の効果的な捕獲が図られるよう、捕獲活動を実施していく。</p>

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について

て記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度	全般	有害鳥獣捕獲隊員の高齢化により、隊員が減少する中で、効果的な捕獲を行うために、鳥獣生態の学習や捕獲技術を向上させるため、講習会や免許取得の補助等について国事業を活用して、技術の向上指導の育成を図る。 実施隊への情報提供を迅速に行い、連携を密にとり捕獲を効果的に行う。
	イノシシ	箱わなを、町内会主体に被害箇所へ設置し、捕獲率を高める。
	サル	地域が主体となって、追払いや捕獲に取り組む。
	アナグマ・ヌートリア	新たに小型箱わなを購入して捕獲に努める。
27年度	同上	同上
28年度	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>広島県鳥獣保護事業計画や、特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適切な捕獲を実施していく。</p> <p>近年の被害状況実績等を基に、府中市有害鳥獣捕獲対策協議会で実態に即した対策が講じられるよう協議決定する。近年、アナグマ・ヌートリア・シカ・カラス・カワウ等の被害が発生している。</p> <p>今後は、イノシシ以外の有害鳥獣についても、捕獲を強化していく。</p> <p>平成25年度捕獲実績は、イノシシ捕獲頭数が211頭、シカの捕獲頭数が5頭、アナグマ捕獲頭数が5匹</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	250	250	250
サル	10	10	10
アナグマ	5	5	5
ヌートリア	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
① イノシシ	イノシシによる被害場所を中心に、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した捕獲機28基とともに、駆除に努める。
② サル	新たに捕獲わなを購入し、被害地区を中心に粘り強く捕獲に努める。
③ アナグマ・ヌートリア	新たに捕獲わなを購入し、被害地区を中心に捕獲に努める。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
全地域	権限委譲済

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	防護柵 2,000m	防護柵 2,000m	防護柵 2,000m
サル	学習能力があることや、防護柵の高さ等から、サルに対する防護が困難である。現状は各農家の個別対策にとどまっているため、引き続き集落単位での捕獲対策を調査、研究し、防護の知識を推進していく必要がある。		

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度	全て	国事業を活用して、防護柵の設置及び管理を実施すると共に、周辺林地の草刈等の整備を行う。
27年度	全て	国事業を活用して、防護柵の設置及び管理を実施すると共に、周辺林地の草刈等の整備を行う。

28年度	全て	国事業を活用して、防護柵の設置及び管理を実施すると共に、周辺林地の草刈等の整備を行う。
------	----	---

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	府中市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
府中市	協議会の運営・提言
福山市農業協同組合	農作物野生鳥獣被害対策の助言
庄原農業協同組合	農作物野生鳥獣被害対策の助言
府中市猟友会	鳥獣被害防止に関する助言・指導
上下町猟友会	鳥獣被害防止に関する助言・指導
府中捕獲隊	鳥獣被害対策（捕獲）実施
〃 上下方面隊	鳥獣被害対策（捕獲）実施
芦田川府中漁業協同組合	情報提供と被害対策への協力
広島県東部森林組合	情報提供と被害対策への協力
甲奴郡森林組合	情報提供と被害対策への協力
農業者代表	情報提供と被害対策への協力

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県東部農業技術指導所	鳥獣被害防止に関する助言・技術指導及び情報提供
福山東部農林水産事務所	鳥獣被害防止に関する助言・指導及び情報提供
福山市	情報提供と被害対策への協力
尾道市	情報提供と被害対策への協力
神石高原町	情報提供と被害対策への協力
世羅町	情報提供と被害対策への協力
庄原市	情報提供と被害対策への協力
三次市	情報提供と被害対策への協力

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

行政職員を構成員とした鳥獣被害対策実施隊（7名）を設置している。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

引き続き、単市ではイノシシ防護柵の設置事業に取組み経費の1/2の補助に取り組む。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣捕獲後の処理については、捕獲後速やかに埋没処理を行う。またイノシシについては、食用として活用することを目指す。
捕獲隊を中心に、捕獲したイノシシ等の処理講習会を開催していく。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

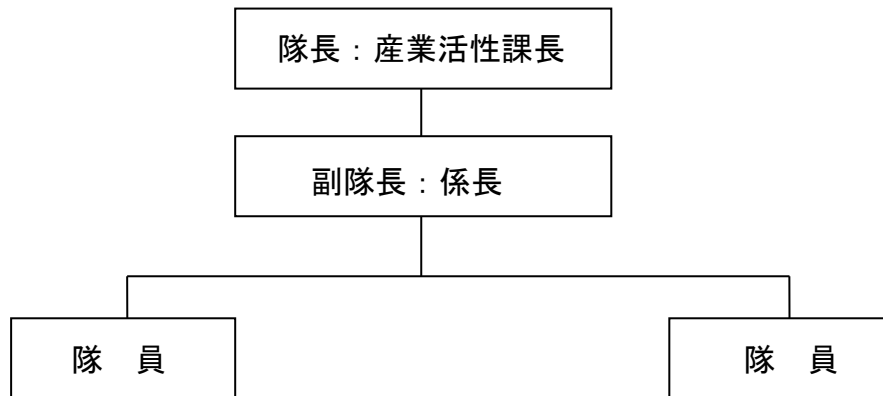
7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

(別図)

府中市鳥獣被害対策実施隊組織図



府中市鳥獣被害対策実施隊の業務

